

# 令和元年台風第15号に係る関係省庁災害対策会議(第14回)

## 議 事 次 第

日時：令和元年10月4日(金) 11:15～

場所：合同庁舎8号館3階 災害対策本部会議室

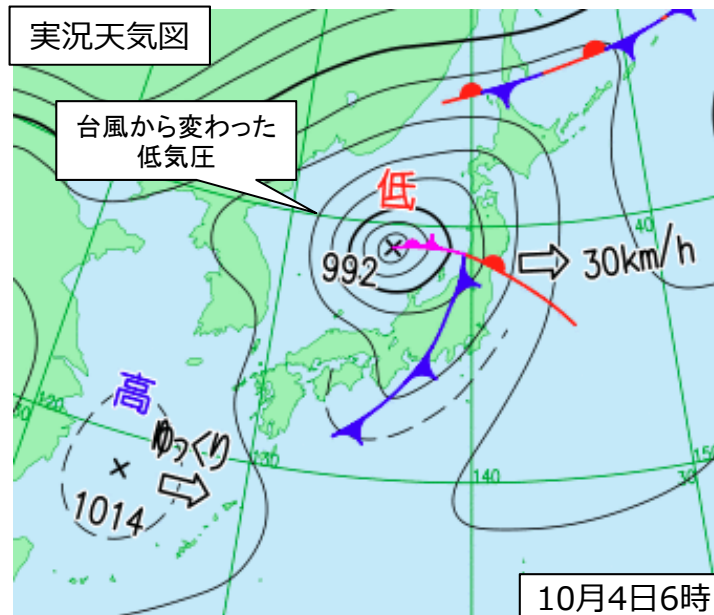
1. 青柳政策統括官(防災担当) 発言

2. 各省庁の対応状況等

# 千葉県及び伊豆諸島における気象の見通しについて

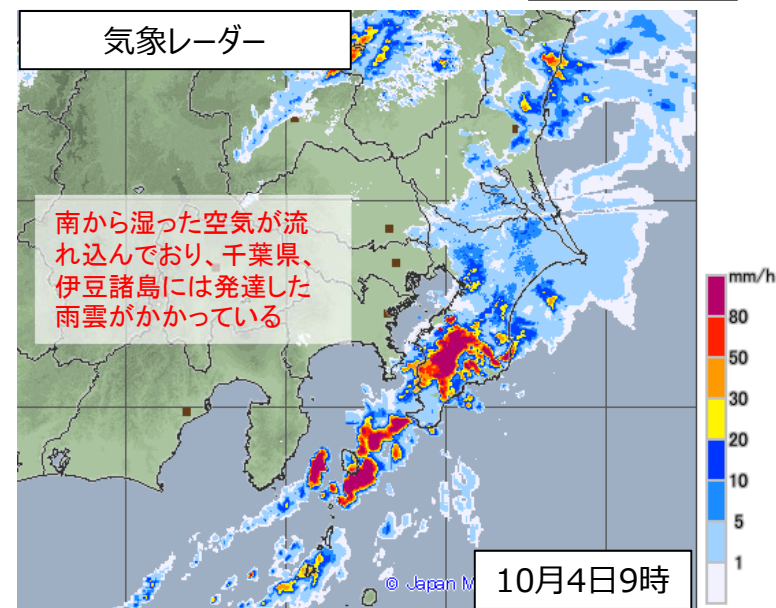
令和元年10月4日 9時00分

- 10月4日（金）は台風から変わった低気圧に伴う寒冷前線が通過するため、昼過ぎにかけて雷を伴った激しい雨の降る所があり、夜にかけて南よりの風が海上では強く、陸上ではやや強く吹く見込み。5日（土）は天気が回復し、日中は概ね晴れる見込み。
- 4日（金）は最高気温が上がり（千葉：30度、館山：31度）、5日（土）はさらに気温が上がる（千葉：33度、館山：32度）見込み。熱中症に注意。
- 6日（日）以降は、湿った空気や前線の影響で雲や雨の日が多く、来週前半は気温は平年並の見込み。



## ■ 千葉県、伊豆諸島の週間天気予報（4日5時発表）

日付	4 金	5 土	6 日	7 月	8 火	9 水	10 木	
千葉県	曇時々雨 ☁️ 🌧️	晴のち曇 ☀️/☁️	曇 ☁️	曇一時雨 ☁️ 🌧️	曇一時雨 ☁️ 🌧️	曇 ☁️	曇時々晴 ☁️ ☀️	
降水確率(%)	-/60/30/10	0/0/0/10	40	50	50	40	20	
信頼度	/	/	B	C	C	B	A	
銚子	最高(°C)	28	28	23 (21~24)	23 (21~24)	24 (23~28)	25 (24~29)	24 (22~29)
	最低(°C)	/	21	19 (18~20)	18 (17~20)	19 (18~21)	20 (19~23)	19 (18~22)
伊豆諸島	曇時々雨 ☁️ 🌧️	晴時々曇 ☀️/☁️	曇 ☁️	曇一時雨 ☁️ 🌧️	曇 ☁️	曇 ☁️	曇時々晴 ☁️ ☀️	
降水確率(%)	-/50/50/20	10/10/10/10	40	50	40	40	20	
信頼度	/	/	B	C	C	B	B	
八丈島	最高(°C)	28	27	27 (25~28)	27 (25~29)	28 (26~30)	28 (26~29)	27 (26~29)
	最低(°C)	/	22	21 (20~23)	21 (20~23)	22 (21~24)	22 (21~25)	22 (20~24)



# 令和元年台風第15号による被害及び 消防機関等の対応状況（第33報）

（これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。）

令和元年10月4日(金)8時00分

消防庁災害対策室

※下線部は前回からの変更箇所

## 1 気象の状況（気象庁情報）

- 9月5日15時に発生した台風第15号は、発達しながら北西に進み、暴風域を伴って7日17時頃に小笠原諸島に最も接近した後、勢力を維持しながら伊豆諸島近海を北上した。
- 強い台風第15号は、9日3時頃に三浦半島付近を通過した後、勢力を維持したまま同日5時前に千葉市付近に上陸した。
- 台風の接近・上陸により、関東地方では猛烈な風が吹いて観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測したところがあった。
- 関東地方では9日朝にかけて猛烈な風が吹き、猛烈な雨が降った。また、東北地方でも9日夕方まで局地的に非常に激しい雨が降って大雨となった。
- 台風は9日9時に関東の東の海上に抜け、10日15時に温帯低気圧に変わった。

## 2 被害の状況

### (1) 人的被害・建物被害

都道府県名	人的被害					住家被害					非住家被害	
	死者	行方不明者	負傷者			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
			重傷	軽傷	程度不明							
人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
福島県						1			5	6		
茨城県			1	23		5	35	2,712				13
栃木県				1				3				
埼玉県			1	9				15	1			
千葉県			6	74		<u>157</u>	<u>1,646</u>	<u>27,940</u>	<u>40</u>	<u>69</u>		<u>49</u>
東京都	1			7		8	90	1,534	13	7		188
神奈川県			3	10		4	21	1,570	30	32	83	487
静岡県				13			2	38		2	1	
合計	1		11	137		<u>175</u>	<u>1,794</u>	<u>33,812</u>	<u>89</u>	<u>116</u>	84	<u>737</u>

《死者の内訳》

【東京都】世田谷区

### (2) 重要施設の被害

【茨城県】日本原子力研究開発機構大洗研究所敷地内の冷却塔が倒壊

→負傷者なし。環境への影響なし。事業者において施設の安全性を確認済み。

【千葉県】君津市の石油コンビナート（日本製鉄（株）君津製鉄所）で燃焼放散塔が倒壊

→負傷者なし。危険物の流出なし。地元消防本部において火災の発生危険がないことを確認済み。

## 3 都道府県における災害対策本部の設置状況

【千葉県】 9月10日9時00分 設置

#### 4 避難指示(緊急)及び避難勧告の発令状況

発令されていた避難指示(緊急)及び避難勧告は、9月9日18時30分時点ですべて解除

《参考》9月16日からの前線による大雨に伴う避難勧告の発令状況

発令されていた避難勧告は、9月16日17時50分時点ですべて解除

#### 5 避難の状況(10月4日7時30分現在)

【千葉県】45人(8箇所)

#### 6 地元消防機関の対応

- ・ 地元消防機関(消防本部、消防団)により、早期避難の呼びかけ、警戒活動等を実施
- ・ 停電等、被害の大きかった地域においては、戸別訪問による安否確認、被災家屋の応急補修、倒木除去等を実施
- ・ 千葉市の消防防災ヘリにより救助活動及び情報収集を実施
- ・ 東京消防庁及び川崎市の消防防災ヘリにより情報収集を実施

#### 7 消防庁の対応

- 9月 6日 11時15分 関係省庁災害警戒会議に应急管理室長が出席  
11時15分 应急管理室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)  
12時10分 都道府県、指定都市に対し「台風第13号と台風第15号についての警戒情報」を発出
- 9月 9日 19時30分 関係都道府県に対し「大規模停電下における熱中症の予防対策について」を発出
- 9月10日 14時30分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席  
19時37分 関係都道府県に対し「風水害、地震等の災害に伴う長時間停電を踏まえた防火対策の徹底について」を発出
- 9月12日 19時00分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席  
20時58分 千葉県に対し、戸別訪問による住民の安否確認等、積極的な対応を要請する「令和元年台風第15号を受けた対応について」を発出  
21時00分 千葉県庁へ消防庁職員2名を派遣
- 9月13日 18時00分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席
- 9月14日 14時00分 君津市、南房総市、多古町、君津市消防本部及び安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部に消防庁職員2名を派遣し、情報収集を実施  
17時00分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席  
21時00分 千葉県に対し「令和元年台風第15号を受けた住民への情報提供について」を発出  
21時44分 関係都道府県に対し「9月15日以降の降雨への対応について」を発出
- 9月15日 15時13分 関係都道府県に対し「台風第15号を受けた当面の留意事項等について」を発出し、消防職団員が被災家屋の応急補修や倒木処理に従事する際の留意点を周知
- 9月16日 17時00分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席
- 9月17日 17時05分 千葉県に対し「台風第15号を受けた家屋の応急補修等について」を発出し、被災家屋の応急補修等を行うに当たっての消防力の積極的な活用を要請

9月18日 13時30分 国民保護・防災部長ほか消防庁職員2名が消防庁へり（東京消防庁に無償使用）により、千葉県南部地域の被害状況について情報収集を実施  
16時00分 館山市からの要請により、消防庁から防災行政無線の戸別受信機200台を緊急貸与  
17時00分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席  
9月20日 14時40分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席  
9月22日 17時10分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席  
9月24日 16時15分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席  
9月26日 17時00分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席  
9月27日 17時00分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席  
9月30日 10時15分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席  
10月 2日 17時45分 関係省庁災害対策会議に防災課長が出席

問い合わせ先 消防庁災害対策室 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
--

## 令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。）、台風第17号による農林水産関係被害への支援対策について

令和元年10月1日  
農林水産省  
環境省  
総務省

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。）、台風第17号により、関東地方、九州地方をはじめ各地域の農林水産業に被害がもたらされた。

このため、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、以下の総合的な対策を講ずる。

### 1 災害復旧事業等の促進

- (1) 農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。
- (2) 農地・農業用施設、林道、農林水産業共同利用施設の災害復旧事業を対象として「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づき、机上査定限度額の引上げ等による災害査定効率化を実施。

### 2 農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援

- (1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）を発動し、補助上限額及び対象地域の制限を撤廃するとともに、事前着工を可能とし、農業経営に必要な農業用ハウス・農業用機械等の再建・修繕（被災した施設及び災害復旧事業の対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂（土砂混じりがれき等）の撤去を含む。）に要する経費を助成。  
農業用ハウスについて、園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて事業費の2分の1相当を支援（共済非加入の場合は10分の3相当）。  
さらに、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）により農業用ハウスの補強に要する経費、持続的生産強化対策事業により農業用ハウスの補強に必要な資材の共同購入費を助成。
- (2) 被災を機に作物転換、規模拡大及び施設の強靱化等に取り組む産地に対し、簡易な農業用ハウスや果樹棚等の設置や補強に必要な資材導入や農業機械等のリース導入に要する経費を助成。

- (3) 被災した共同利用施設等（集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、家畜飼養管理施設等）及び卸売市場の再建・修繕や、被災を機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。
- (4) 被災した農業用ハウスのガラス片等が混入した農地について、災害復旧事業により、ガラス片等の除去を支援。
- (5) 農業用ハウスの資材や施工業者が早期に確保できるように、以下のとおり対応。
  - ① 農業資材メーカー等に資材の供給状況等を確認するとともに、円滑な資材供給及び施工業者の確保への協力を依頼。
  - ② 各県や農業者団体等に対し、①の協力依頼について情報提供するとともに、全国のハウス施工業者リストを提供。また、農業者が自ら施工できるようにハウスの自力施工マニュアルを周知。

なお、（１）、（２）及び（３）の支援は、再建後の施設について、利用者が園芸施設共済等の保険に入ることが前提。

### 3 油流出への対応

- (1) 水害により油の付着した稲、大豆について出荷できない場合、農業共済の支払対象となること農業者に対して周知。
- (2) 油が付着した農地等について災害復旧事業により、油の除去等を支援。
- (3) 流出した油による漁業被害防止のため、専門家を現地に派遣し、調査並びに防除及び回収についての指導を実施。

### 4 共済金の早期支払等

- (1) 農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の早期支払を実施。
- (2) 農業共済について、共済掛金の払込期限を延長。<sup>※1</sup>
- (3) 近年多発する自然災害に対して、農林漁業者自らに備えてもらう観点から、地方公共団体及び関係団体と連携の上、本支援対策の実行時を含め、様々な機会を活用して、引き続き農業保険（収入保険、農業共済）、森林保険、漁業共済、漁船保険等への加入を促進していく。

## 5 災害関連資金の特例措置

- (1) 被災農林漁業者等が意欲を持って経営を再開できるよう、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化。  
また、農業近代化資金等の借入れについて、(独)農林漁業信用基金及び農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除。
- (2) また、以下のとおり要請済み。
- ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるよう、関係金融機関に要請。
  - ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講ずるよう、関係金融機関に要請。
  - ③ 災害救助法の適用地域の被災者が、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講ずるよう、農林中金等に要請。

## 6 営農再開に向けた支援

- (1) 被災により、水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成、産地交付金)及び畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策の面積払)の対象作物について本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあって、それぞれ交付金の対象になることを周知。
- (2) 被害果樹・茶の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費、落下果実の利用促進に必要な経費、被災した果樹産地の継続・再生のための収穫物運搬や樹体保護に必要な経費等を助成。
- (3) 被災に伴い必要となる追加防除・施肥、追加的な種子・種苗・培地の確保、飛散したガラス等の撤去、被災した集出荷施設等における簡易な補修、他の集出荷施設等への農作物の輸送等に要する経費を助成。
- (4) 被災した酪農・畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。
- ① 乳牛に対する乳房炎の治療・予防管理等に要する経費を助成。
  - ② 停電時に緊急的に行った非常用電源の確保等に要する経費を助成。
  - ③ 簡易畜舎等の整備、畜舎や機械等の簡易な修理等に要する経費を助成。
  - ④ 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援。
  - ⑤ 自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進剤や不足する粗飼料を購入する場合に要する経費を助成。
  - ⑥ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援。



- (5) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）における生産者負担金の納付みなし、肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限延長、鶏卵生産者経営安定対策事業における積立金の減額等を実施。
- (6) 専門家が被災農業者を個別に訪問して、農業経営の再開に向けた相談活動を実施。

## **7 被災農業者の就労機会の確保、被災農業法人等の雇用の維持のための支援**

- (1) 災害復旧の円滑な実施と就労機会の確保の観点から、災害復旧事業等における被災農業者の就労を促進。
- (2) 被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に、農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）により必要な経費を助成。
- (3) 農業次世代人材投資事業の支援を受けている方が被災により農作業を行えない場合、復旧作業を研修や農業生産等の従事日数に加えられること、一定の研修や農業生産等の従事日数を確保できない場合には、当該休止期間に相当する期間、交付期間を延長することができる取扱いについて周知。

## **8 農地・農業用施設の早期復旧等の支援**

- (1) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。
- (2) 被災地域において、農業水利施設等の復旧を進めるとともに、水管理・維持管理の省力化や長寿命化対策、防災減災対策等の取組に対して支援。
- (3) 被災地域において、農地等の復旧を進めるとともに、大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組に対して支援。
- (4) 被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。

## **9 林野関係被害に対する支援**

- (1) 台風第15号による風倒木被害に係る調査結果も踏まえ、治山事業や森林整備事業により、被災した山林の早期復旧や、山地災害発生の危険性が高い地区等における治山施設の設置等の実施を支援。
- (2) 被災した木材加工流通施設等の復旧・整備や損壊した施設の撤去に要する経費を助成。

- (3) 被災した特用林産振興施設について、特用林産物の生産に必要なハウス・機械等の再建・修繕、損壊した施設の撤去及び生産資材の導入に要する経費を助成。

なお、再建後の施設について、利用者が園芸施設共済等の保険に入ることが前提。

## 10 水産関係被害に対する支援

- (1) 被災地域において、漁港施設等の復旧を進めるとともに、防潮堤等の高潮・高波対策に対して支援。
- (2) 流木等による水産業への影響を最小限に食い止めるように、以下のとおり対応。
- ① 漁場等に堆積・漂流する流木等については、漁業者等による監視、回収・処理に必要な経費を補助するとともに、環境省と連携し回収・処理を推進。
  - ② 海岸保全施設の機能を阻害する流木等については、農林水産省、国土交通省が連携し、回収を支援。
- (3) 被災を機に収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組む沿岸漁村地域に対し、必要な漁具、漁船のリース方式による円滑な導入に要する経費を助成。
- (4) 漁業者・水産加工業者の経営の再開に向け、以下の支援を実施。
- ① 被災した共同利用施設（荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設等）の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。
  - ② 流通に必要な代替機器の整備・リース導入に要する経費を助成。
  - ③ 漁港等周辺のがれき・廃棄水産物の処理、他の産地市場への水産物輸送に要する経費を助成。

## 11 停電への対応

- (1) 早期の営農再開に向け、停電により出荷・使用できなくなった農作物や培地の撤去・消毒等の栽培環境の整備、追加的な種子・種苗・培地の確保、他の集出荷施設等への農作物の輸送等に必要な経費を助成。
- (2) 被災した酪農・畜産農家に対し、停電に伴い発生した乳房炎の治療、死亡・廃用家畜に係る家畜導入、緊急的に行った非常用電源の確保等を支援。
- (3) 被災した特用林産物生産者の事業再開を支援するため、特用林産物に係る生産資材の再導入に要する経費を助成。

(4) 停電により出荷・使用できなくなった産地市場や蓄養施設等の機能を回復し、早期に経営を再開できるよう、荷さばき施設等の修繕、他の産地市場への水産物輸送等に要する経費を助成。

## 12 災害廃棄物処理事業の周知

被災した農業用ハウス等の農林水産関係の災害廃棄物は、生活環境保全上支障がある場合、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることについて、市町村廃棄物担当部局に周知。

## 13 地方財政措置による支援

関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、上記の対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応。

※1 台風第15号が対象。

※2 2(1)、2(2)、2(3)、6(3)、9(2)、9(3)、10(4)、11(4)については、別紙の留意事項を参照。

(別紙)

## 農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等における留意事項

農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

<関係する項目>

2 (1)、2 (2)、2 (3)、6 (3)、9 (2)、9 (3)、10 (4)、11 (4)